

過去の地方分権改革推進委員会の勧告において、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものについて見直しが行われた。その際のフローは次のとおり。

「第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」
(平成20年12月8日地方分権改革推進委員会)における存置許容のメルクマール
※本資料P2～P4参照

非該当

該当

存置を許容

「第3次勧告～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ～」
(平成21年10月7日地方分権改革推進委員会)における存置許容のメルクマール
※本資料P5～P11参照

非該当

該当

**廃止又は単なる奨励
(できる・努める等)に移行**

存置を許容

I 義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール(第2次勧告)

〔内閣府地方分権改革推進室において、
第2次・第3次勧告を基に作成〕

メルクマール		講ずべき措置	存置することとされたものの例 ※条文は勧告時のもの	
			法律	条文
i	地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合	存置	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	第五条第七項各号に掲げる事項が記載された活性化計画を作成した市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする
ii	補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合	存置	農業振興地域の整備に関する法律	市町村は、国有地を含めて農用地区域を定めようとするときは、その国有地を所管する各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。次項において同じ。)の承認を受けなければならない。
iii	地方自治に関する基本的な準則(民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹)に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合	存置	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律	任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めた採用計画に基づいて行わなければならない。
iv	地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合			
	a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの	存置	消防組織法	広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画(以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。)を作成するものとする。
	b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの	存置	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、廃棄物処理法第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域(都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。)内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。
c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定(保険と整合的な給付を含む。)のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの	存置	—	—	—

I 義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール(第2次勧告) 内閣府地方分権改革推進室において、 第2次・第3次勧告を基に作成

メルクマール		講ずべき措置	存置することとされたものの例 ※条文は勧告時のもの		
			法律	条文	
iv	d	指定・登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。)に係るもの	存置	—	—
	e	国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取(協議・調整を除く。)に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの(民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。)以外のもの	存置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。
	f	地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続に関するもの	存置	—	—
	g	国・地方自治体間の同意(地方分権推進計画(平成10年5月)第2の4(1)カ(ア)a及びbに該当するものに限る。)、及び許可・認可・承認(同計画第2の4(1)キ(ア)aからeまでに該当するものに限る。)に係る規定(第1次勧告の第2章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)	存置	多極分散型国土形成促進法	都道府県は、第八条第一項の規定による同意を得た振興拠点地域基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
v	国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	存置	食品衛生法	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画(以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。)を定めなければならない。	
vi	広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	存置	植物防疫法	都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の大綱に基き、すみやかに、当該都道府県に関する防除計画を定めなければならない。	
vii	国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	存置	—	—	

Ⅱ 「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが残さざるを得ないと判断するもののメルクマール(第2次勧告)

(内閣府地方分権改革推進室において、第2次・第3次勧告を基に作成)

メルクマール		講ずべき措置	存置することとされたものの例 ※条文は勧告時のもの	
			法律	条文
ア	地方自治体による行政処分など公権力行使(これに準ずるものを含む。)にあつての私人保護(行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使にあつての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあつての人権擁護、個人情報保護に限る。)、地方自治体による事実証明(証明書、手帳交付)、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定	存置	土地改良法	農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公告し、二十日以上相当の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。
イ	全国的に通用する土業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定	存置	—	—
ウ	国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。)	存置	—	—
エ	義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの	存置	—	—
オ	必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定	存置	—	—
カ	刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定	存置	—	—
キ	計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの	存置	国土調査法	都道府県は、前条第一項の通知を受けたときは、同項の特定計画に基づき、政令で定めるところにより地籍調査に関する都道府県計画を定めて、これを国土交通大臣に報告しなければならない。